

3 所得税・住民税・相続税・贈与税の税額速算表

平成27年分からの所得税

税額の求め方 = $A \times B - C$

(A)課税総所得金額		(B)税 率	(C)控除額
超	以 下		
1,950千円以下		5%	0千円
1,950千円	3,300千円	10%	97.5千円
3,300千円	6,950千円	20%	427.5千円
6,950千円	9,000千円	23%	636千円
9,000千円	18,000千円	33%	1,536千円
18,000千円	40,000千円	40%	2,796千円
40,000千円超		45%	4,796千円

平成19年度分からの住民税

一律10%（道府県民税4%、市町村民税6%）

〈参 考〉

平成18年分までの所得税

税額の求め方 = $A \times B - C$

(A)課税総所得金額		(B)税 率	(C)控除額
超	以 下		
3,300千円以下		10%	0千円
3,300千円	9,000千円	20%	330千円
9,000千円	18,000千円	30%	1,230千円
18,000千円超		37%	2,490千円

平成18年度分までの住民税

税額の求め方 = $A \times B - C$

(A)課税総所得金額		(B)税 率	(C)控除額
超	以 下		
2,000千円以下		5%	0千円
2,000千円	7,000千円	10%	100千円
7,000千円超		13%	310千円

長期譲渡所得

一般の長期譲渡の場合

課税長期譲渡所得	所 得 税	住 民 税
一 律	15%	5%

低率分離課税制度（10年超の居住用財産の譲渡）

課税長期譲渡所得	所 得 税	住 民 税
30,000千円以下の部分	30,000千円の特別控除により非課税	
30,000千円超90,000千円以下の部分	10%	4%
90,000千円超の部分	15%	5%

短期譲渡所得

課税短期譲渡所得	所 得 税	住 民 税
一 律	30%	9%

復興特別所得税

平成25年から令和19年まで復興特別所得税が基準所得税額に対して2.1%かかります。

相続税

税額の求め方 = $A \times B - C$

(A)課税遺産額		平成26年12月31日までの 相続または遺贈による取得		平成27年1月1日以後の 相続または遺贈による取得	
超	以下	(B)税率	(C)控除額	(B)税率	(C)控除額
10,000千円以下		10%	0千円	10%	0千円
10,000千円	30,000千円	15%	500千円	15%	500千円
30,000千円	50,000千円	20%	2,000千円	20%	2,000千円
50,000千円	100,000千円	30%	7,000千円	30%	7,000千円
100,000千円	200,000千円	40%	17,000千円	40%	17,000千円
200,000千円	300,000千円			45%	27,000千円
300,000千円	600,000千円	50%	47,000千円	50%	42,000千円
600,000千円超				55%	72,000千円

贈与税

税額の求め方 = $A \times B - C$

(A)基礎控除後の 課税価額		平成26年12月31日 までの贈与による取得		平成27年1月1日以後の贈与による取得			
超	以下	(B)税率	(C)控除額	一般		20歳以上の者への 直系尊属からの贈与	
超	以下	(B)税率	(C)控除額	(B)税率	(C)控除額	(B)税率	(C)控除額
2,000千円以下		10%	0千円	10%	0千円	10%	0千円
2,000千円	3,000千円	15%	100千円	15%	100千円	15%	100千円
3,000千円	4,000千円	20%	250千円	20%	250千円		
4,000千円	6,000千円	30%	650千円	30%	650千円	20%	300千円
6,000千円	10,000千円	40%	1,250千円	40%	1,250千円	30%	900千円
10,000千円	15,000千円	50%	2,250千円	45%	1,750千円	40%	1,900千円
15,000千円	30,000千円			50%	2,500千円	45%	2,650千円
30,000千円	450,000千円			55%	4,000千円	50%	4,150千円
450,000千円超				55%	6,400千円		